

手稲区まちづくり活動促進助成金制度交付基準

区分	対象団体	具体例	助成限度率	助成限度額	対象経費
まちづくり協議会の運営	まちづくり協議会	まちづくり協議会の運営を継続的に支援するため、運営事務執行上必要な経費及び地域の課題解決や固有資源活用を目的とした年間活動に係る経費	3/4	1まちづくり協議会ごとに150千円 ※まちセン地区内に2以上存在する場合、各10万円	(1)報償費：研修会講師・コーディネーター・ファシリテーター等への謝礼、参加記念品等 (2)需用費：運営や活動に必要な物品、材料費（食糧費は除く）、印刷費、光熱水費、燃料費等 (3)通信運搬費：通信費（郵便、電話等に係る費用）、振込手数料、運搬料等 (4)使用料：会議・会場等使用料、賃借料等 (5)保険料 (6)備品費：書棚、机・椅子、図書等 ※耐用年数が1年以上のもの (7)その他市長が必要と認めた経費
事業	まちづくり協議会 地区連合町内会連絡協議会 連合町内会 実行委員会	左記団体が主催する地域のコミュニティづくりの一層の進展が期待される行事等にかかる経費	3/4	1事業当たり300千円 ※通常の助成額では実施が困難である場合、助成対象経費が500千円以上の事業に当たっては100千円、1000千円以上の事業に当たっては300千円を1事業当たりの助成限度額に加算する。 ※各団体の年間助成限度額は総額800千円とする（ただし、上記加算額については、各団体の年間助成限度額に含まない）。	(1)報償費：講師、出演者等謝礼（申請団体構成員に対するものは除く）、参加記念品、入賞景品等 (2)需用費：事業に要する物品、材料購入費（食糧費については、事業実施に必要かつ参加者に無償で提供されるものに限る）、印刷費、光熱水費、燃料費、記録費（記録写真の印刷、議事録作成費）等 (3)通信運搬費：通信費（郵便、電話等に係る費用）、振込手数料、運搬料等 (4)使用料：会議・会場等使用料、賃借料等 (5)保険料 (6)その他市長が必要と認めた経費：警備委託費、クリーニング代等
	単位町内会		3/4	1事業当たり50千円 ※関わる単位町内会が2以上の場合、100千円 ※対象は新規事業及びレベルアップ事業に限る。	